

省庁所管学校の現状と将来に関する総合的研究

吉本, 圭一
日本労働研究機構研究員

<https://hdl.handle.net/2324/18517>

出版情報：大学研究. (6), pp.119-134, 1990-09-01. Research Center for University Studies
University of Tsukuba
バージョン：
権利関係：



第8章 通商産業省

第1節 中小企業大学校（中小企業事業団）

1. 設置目的と沿革

(1) 設置目的

中小企業事業団は、中小企業の振興及びその経営の安定並びに小規模企業者の福祉の増進を図るために設立された特殊法人であり、中小企業大学校は「中小企業のための人づくり」を実施するために事業団に設置された研修機関である。

(2) 沿革

1962（昭37）年　日本中小企業指導センター設立。中小企業診断士の養成課程などがスタートする。

1963（昭38）年　同センターを特殊法人に改組。

1965（昭40）年　中小企業技術者研修が開始。ここで、直接中小企業者向けの研修が開始となった。

1967（昭42）年　中小企業研修所へ改称。

1969（昭44）年　中小企業後継者研修開始。

1970（昭55）年　中小企業大学校へ改組、研修所は東京校となる。

　　中小企業事業団設立とともに、同事業団施設となる。

　　関西校開校。

1985（昭60）年　直方校開校。

1986（昭61）年　旭川校開校。

1988（昭63）年　広島校開校。

1989（平元）年　瀬戸校開校。

2. 組織と管理運営

(1) 組織

組織図は、図1のとおりであり、中小企業大学校の下に、東京校・関西校・直方校・旭川校・広島校・瀬戸校の各地方校が配置され、また中小企業研究所も同様の位置づけをされている。つまり、中小企業大学校の校長がおり、また各地方校にそれぞれ校長・次長が置かれている。東京校は地方校の中でも特に規模が大きく庶務・経営研修・技術研修の3部制である。他の地方校は、課単位で組織されている。

(2) 財源

中小企業庁から事業団への補助金による業務と自己財源業務とがある。研修事業業務については、補助金が加わっている。

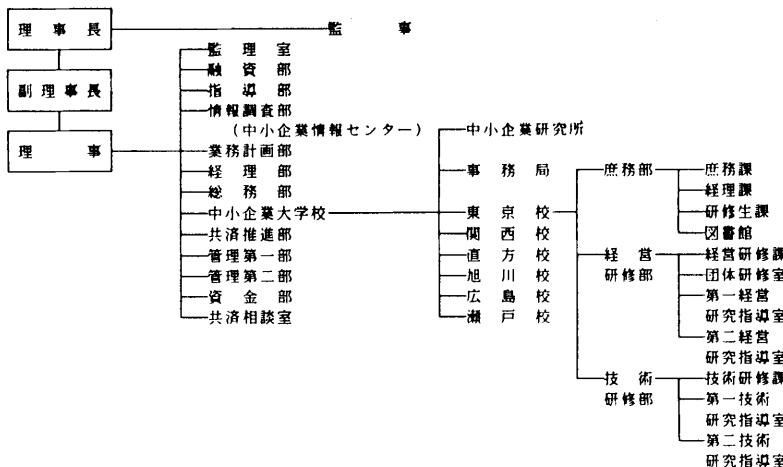


図1 組織図

(3) 職員数と研修担当

東京校の職員数は計約70名であり、他の地方校は関西校が20名程度、その他は10名程度となっている。

研修を担当しているのは内部の研修指導員（職員）約20名、非常勤の登録研修指導員30名の他、それぞれの研修テーマに合わせて非常勤講師を依頼している。時間数の比重でいうと、経営研修の場合、総時間24,000時間の内研修指導員が17%，登録研修指導員が7%，非常勤講師が76%である。技術研修では非常勤講師の比重が下がっているものの、それでも61%を占めている。

(4) 指導員の経歴・遭遇

現在は事業団内の人事異動の一環として配属され、また転出する。前歴はさまざまであり、また事務職・管理職として転出もある。前歴としては、事業団採用で養成課程を修了した一般職員、いろいろな企業のコンサルタント経験者、中小企業研究所の実務的な研究をしてきたなどさまざまである。

(5) 管理運営

大学校全体の運営については、事業団理事会が決定するが、その際に研修事業部門会議、大学校連絡会議（各校長+庶務課長）を通して調整が図られる。つまり、全校の実施する研修プログラム全てを検討し、中小企業大学校全体の研修事業計画を策定する。

各校の運営については、大学・商工会議所などの外部有識者を委員とする運営会議や研修委員会で決定される。

(6) 地方校組織について

現状では、地方ブロックの通産局単位で、東京校を含めて6校開校している。将来的には、都道府県単位での展開までは考えられないとしても、全体として30校という構想もでておらず、地域的な展開が図られている。研修コースは東京校が歴史もあり、もっとも充実している。組織上も、東京校が一番規模が大きい。

3. 教育訓練の体系

(1) 研修体系

東京校の研修体系を示すと図2のように多岐にわたっており、年間開講回数は110を上回っているという。対象別に、①中小企業指導担当者の養成研修、②中小企業施策担当者の研修、③中小企業者等に対する研修、④団体職員の研修（商工会等）に大別される。そのそれぞれについて、研修の内容でみると、経営研修あるいは技術研修が提供されるようになっている。

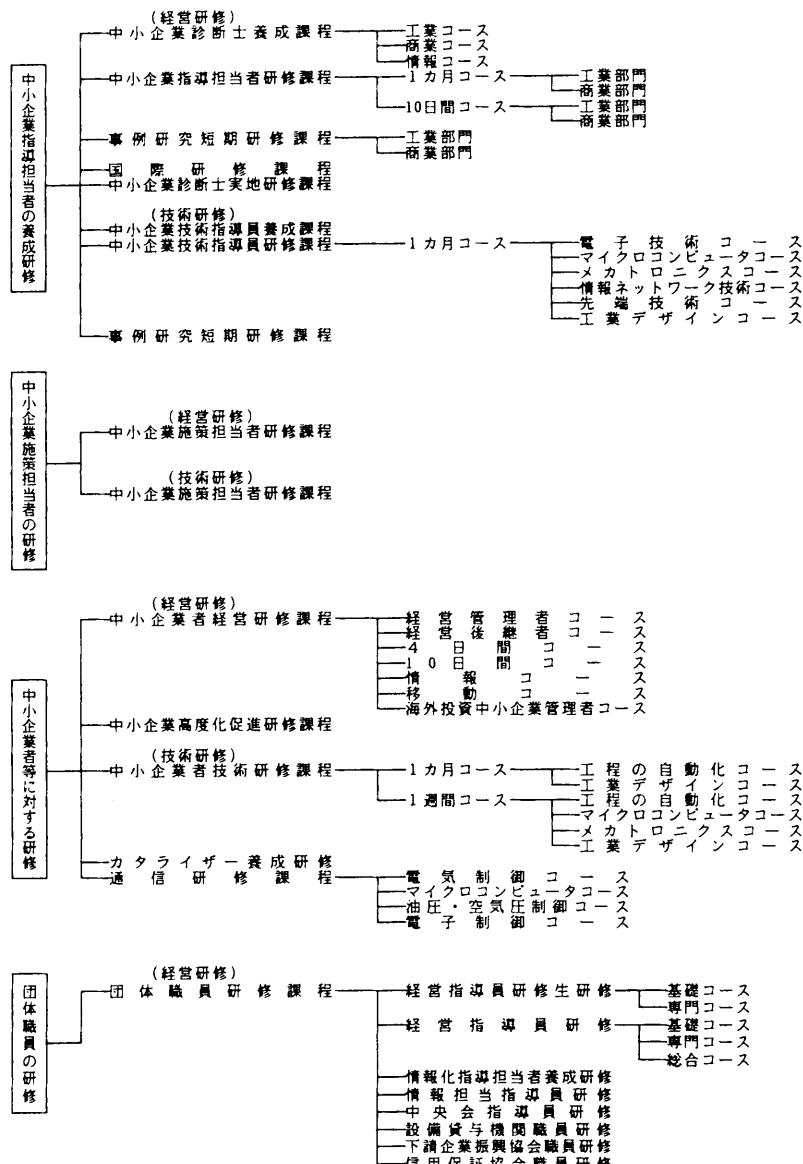


図2 東京校の研修体系 (1989年度)

(2) 学 費

①指導担当者・②施策担当者の各コースの学費は、受講者の対象別に3ランクに区分されて、大きな違いがある。すなわち、第1種の国・地方公共団体職員は無料、第2種の指定法人職員は第3種よりも安く、第3種という他の民間等の一般の場合が特別に高くなっている。たとえば中小企業診断士養成コース（経営）の1年間の研修の場合、第2種の職員が31万円、第3種の民間企業で200万円の受講料となっている。もちろん、ほとんど組織からの派遣であり、これを個人が負担するケースは少ないという。

また、③中小企業者の各コースでは、それぞれのコースごとに一律の受講料が定められている。

④団体職員の研修の場合は一律無料である。

(3) 受 講 者

東京校の受講者の総人数（87年度実績）は、4,692人である。主な長期コースの受講定員をみると、中小企業診断士養成課程（170名×1年）、中小企業技術指導員養成課程（70名×6か月）、後継者養成課程（20名×1年）などがあげられる。

受講者の年齢層は、22,3才から51,2才まで千差万別である。

応募者が多くなってくると、選抜を実施しているが、公的な立場にある施策担当者・指導者の養成を優先することになる。たとえば中小企業診断士養成課程では、第1種職員は優先・無選抜であり、これで4割の受講者が決まるが、残りの枠をめぐって第2種、第3種での応募者は選抜がある。金融機関などは、それ以前の企業内での事前選抜も厳しいということである。

4. 教育内容・方法

(1) 内 容

上記対象別に、それぞれ経営研修と技術研修の2領域に分かれている。

中小企業者の研修については、技術研修など製造技術が基本となっており、実際の受講者の79%が製造業である。今後の課題として、サービス産業で発展をめざす中小企業の指導について、現状では、たとえば経営研修で中小製造業の新分野進出などを講習テーマとしてとりあげるなどの方向を意識している。また、技術研修について、職業訓練大学校の研修などとの一部重複の可能性もうかがわれる。

(2) 方 法

講義・グループ討議・実習などの集合研修（入寮者は多い）がほとんどである。その他、一部は通信研修がある。期間は多様で、2日間の移動コース（セミナー的）から1年間のコースまで（中小企業診断士養成、経営後継者）にひろがっている。

5. 資格、修了後の進路

(1) 資 格 取 得

中小企業診断士養成課程は、修了後通産大臣へ申請すれば「中小企業診断士」資格が認定される。なお、中小企業診断士資格の取得方法は2本立てであり、他の方法として、独学で、中小企業診断

協会の試験を受験し、その合格によって、取得することも可能である。実際の人数も、この養成課程修了者よりも試験合格者の方が多い。なお、中小企業診断士の詳細についての紹介先は社団法人中小企業診断協会である。

(2) 修了後の活動

都道府県の職員の場合、商工部や総合指導所などで中小企業の経営を診断し、指導・高度化融資などの業務にたずさわることになる。また金融機関では、中小企業の相談業務を担当することになる。ただし、これらの業務は必ずしも中小企業診断士の資格を必要としない。この資格によって、民間で独立の事務所を構えることのできる人は例外的だという。

(3) 修了後の待遇

県職員の場合など、資格を取得しても給料の昇給など面で特別な待遇はないという。

参考資料

1. 中小企業大学校東京校ご案内（1988）（冊子、32頁）
2. 中小企業大学校東京校ご案内（1989）（冊子、35頁）
3. 経営研修第2種適用法人一覧（写し、1枚）
4. 中小企業事業団のご案内（昭和62年度）（冊子、32頁）
5. '88ごあんない 中小企業大学校 旭川校（冊子、25頁）